

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第27号)

平成31年3月11日

徳情個審答申第27号

平成31年3月11日

審査庁

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 豊永 寛二

徳島市個人情報保護条例第42条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年4月27日付け行財発第20号により徳島市長から諮問のありました保有個人情報の不開示決定処分に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報の不開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第2 事案概要

- 1 平成30年1月25日付けで、審査請求人は、「資産照会を行った照会文書及び回答文書」について徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）第14条に基づく保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年2月9日付けで、処分庁は、「条例第16条第6号アに該当し、租税（保険料）の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事案の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」ことを理由として不開示とする本件処分を行った。
- 3 平成30年4月18日付けで、審査請求人は、本件処分に不服があるとし、本件審査請求を行った。
- 4 平成30年4月27日付けで、当審査会は、審査庁から条例第42条第1項に基づく諮問を受けた。
- 5 当審査会の本件の審査に際し、審査庁に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、平成30年5月31日付けで当該文書が提出された。これに対し、審査請求人

に「意見書」の提出を求めたところ、平成30年7月17日付けで当該文書が提出された。

さらに、審査請求人から同日付けで口頭意見陳述の申立てがあったので、平成30年10月1日に当審査会において口頭意見陳述を予定していたが、審査請求人から延期の申出を受け、平成30年12月20日に行った。

6 また、審査請求人が本件開示請求を行うに至った事情として、次の事実が認められる。

(1) 審査請求人は、国民保険料（以下「国保料」という。）を滞納しており、その滞納分について、毎月一定額を分割で納付していた。この分割納付にあたっては、審査請求人が保険年金課と一度に納付する金額等について相談し、一定の月数分の納付書を受け取っていた。審査請求人は、その納付書を使い切るたびに、保険年金課に相談し、追加分の納付書を受け取っていた。

(2) 平成30年1月23日付けで、審査請求人は、分割納付のための納付書がなくなったことから、保険年金課に納付書の追加発行を依頼するため連絡したが、担当職員Aが不在であったため、嘱託職員Bが対応した。Bは、納付書を発行するにあたって、生活状況などを詳しく聞き取ろうとしたが、審査請求人は、プライベートな話であって、担当職員以外に何度も話ができないとして、回答しなかった。

それに対してBは、今後の滞納処分のために国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づく財産調査（以下「本件財産調査」という。）として資産照会を行った旨を審査請求人に伝えたところ、審査請求人は、どのような調査を行ったか説明するよう求めた。この求めに対し、Bは、どのような調査を行ったのかは具体的には回答できないとした。

(3) 平成30年1月24日付けで、審査請求人は保険年金課に電話し、前日の対応について不満を述べるとともに謝罪を求めたが、保険年金課は、改めて調査の内容について回答できないとし、謝罪もしないとした。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 本件処分の不開示の理由は、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事案の把握を困難にするおそれ」があることなどを理由にしているが、本件財産調査を行った照会文書及び回答文書を開示してもらわないと、どこまでプライバシーが侵害されているか不安である。

2 不開示とするのなら、なぜ本件財産調査を行ったことを電話で言ったのか。また、口頭で言ってしまったものをなぜ開示できないのか。

3 本件処分に関する事実関係も、主に審査請求人の発言内容に関し、事実と異なる認定がされている。

第4 処分庁の主張の要旨

- 1 本件財産調査は国税徴収法等の規定に基づき適切に行っており、それにより作成、入手した本件の照会文書及び回答文書は、本市の租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関するものであって、開示することで正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるといえるので、条例第16条第6号アに該当する。よって本件処分は適切である。

第5 審査会の判断

当審査会が第1のとおり判断した理由は、以下のとおりである。

1 プライバシーの侵害について

- (1) 条例第14条に基づく保有個人情報開示請求は、請求者本人に関する個人情報についてその内容を確認することにより、その個人情報の正確性や取扱いの適正性を担保することを目的としている。

そのため、本件審査請求において審査請求人が主張するプライバシーの侵害の程度を確認するためという理由は、条例に定める保有個人情報開示請求の本来の目的に適合するといえる。

- (2) この保有個人情報開示請求については、条例第16条本文において、例外となる不開示情報を除き原則開示しなければならないと定められているところ、これは、原則開示の範囲をできるだけ広げるため、本人以外の保護法益との衝突を調整しつつ、本人の自己個人情報であっても不開示となる場合を限定的に列挙したものであり、その内容については一定の合理性が認められる。

- (3) 以上のことから、プライバシーの侵害の程度を確認するという主張だけでは、不開示情報であっても開示しなければならない理由となるとは認められない。そのため続いて、本件処分において不開示とされた情報について、その要件該当性について検討することとする。

2 本件処分の対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 本件処分は、条例第14条の保有個人情報開示請求に対して、条例第16条第6号アの事務事業情報に該当することを理由として行われた不開示決定処分であるところ、この理由については、次のアからオまでの要件のうち、ア及びイに該当したうえで、ウからオまでのいずれかに該当することが求められる。

ア 市の機関が行う事務に関する情報であること。

イ 租税の賦課・徴収に係る事務に関すること。

ウ 正確な事実の把握を困難にするおそれがあること。

エ 違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあること。

ること。

オ その他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあること。

- (2) これを本件財産調査についてあてはめると、本件財産調査は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4条第3項に基づく徳島市の国民健康保険料の徴収事務に関するものであり、国民健康保険料は同法第79条の2により地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律に基づく歳入とされ、その歳入については地方税の滞納処分の例によるとされているところ、地方税の滞納処分は地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項により国税徴収法の滞納処分の例によるとされていることから、本件財産調査は国税徴収法第141条及び142条に基づき行われたものと認められる。

よって、その照会文書及び回答文書は要件ア及びイに該当するといえる。

- (3) また、当該照会文書及び回答文書については、金融機関等への照会事項及び審査請求人の口座記録等の回答が含まれると考えられ、開示することにより、調査の相手方、時期、回答内容等が判明し、財産の隠匿や処分等により滞納処分を免れる方法を示唆することになる可能性があることから、要件ウ又はエに該当するといえる。

加えて、調査の相手方が明らかになれば、今後の財産調査における協力関係にも影響を及ぼす可能性があることから、この点も要件ウ又はオにも該当するといえる。

- (4) 以上より、本件処分における不開示情報該当性の判断は妥当であるといえ、第1で述べたとおり本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査請求人のその他の主張について

当審査会の判断は以上であるが、念のため、審査請求人のその他の主張について述べる。

1 口頭での財産調査に関する発言について

- (1) 財産調査に関する情報は、第5の2(3)で述べたように、事後的な開示であっても、今後の滞納処分を免れうる方法を示唆する可能性があるものであって、財産調査を行ったこと自体についても、本来は本人に知らせるべきではない情報であることはいうまでもない。
- (2) 本件財産調査を行った事実を職員Bが審査請求人に伝えた理由は不明であり、その対応が適切であったかどうかについては疑問が残るものの、不開示情報となる調査の内容までを伝えたものではなく、また、そのことにより本件処分の判断が違法

となるものではないと考えられる。

- (3) よって、本件における対応については、その場で審査請求人の納得が得られるよう丁寧な説明を心がけるべきだったとはいえものの、本件処分を覆すべき理由にはならない。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	豊永 寛二
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	永本 能子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月27日	審査庁から諮問書を受理した。
平成30年5月31日	処分庁が決定理由説明書を提出
平成30年7月17日	審査請求人が意見書を提出
平成30年12月20日 (平成30年度第7回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
平成31年2月25日 (平成30年度第9回審査会)	審議及び答申案の検討を行った。
平成31年3月11日 (平成30年度第10回審査会)	答申案の検討を行った。